

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		公 告	
○落札者の決定	(入札課) 549	○一般競争入札の実施	(入札課) 551
○京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示	(文教課) ♪	○環境影響評価の事後調査報告書の縦覧	(環境管理課) 554
		○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(丹後広域振興局) ♪
○採石業務管理者試験の実施	(産業立地課) 555		
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(丹後広域振興局) ♪		
○道路の位置の指定の取消し	(乙訓土木事務所) 556		
○建築士の免許の取消し	(建築指導課) ♪		
		正 誤	
		○令和5年3月24日付け京都府公報号外第8号中	557

告 示

京都府告示第409号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年8月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 製造物品の名称及び数量
京都府広報紙「きょうと府民だより」
全戸版 14,700,000部 (259,700,000ページ)
文字拡大版 8,400部 (644,000ページ)
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

- 落札決定日
令和5年7月25日
- 落札者の名称及び所在地
佐川印刷株式会社
向日市森本町戌亥5番地の3
- 落札金額
115,661,700円
1ページ当たりの単価
全戸版 0.429円
文字拡大版 6.6円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和5年6月9日

京都府告示第410号

京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示

京都府奨学のための給付金支給要綱（平成26年京都府告示第446号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 基準日 給付金の申請日の属する年度の7月1日（第5条第2号の給付金を申請する場合において、当該家計の急激な変動が同日後に生じたものであるときは、その生じた日）をいう。

別表中「134,600円」を「137,600円」に、「114,100円」を「117,100円」に改める。

別記第1号様式中

「 (1) 私（申請者）の世帯は、生活保護法第36条の規定による生活保護（生業扶助）を受給しています。

注 生活保護受給証明書を添付してください。 を

(2) 私（申請者）の世帯は、生活保護法第36条の規定による生活保護（生業扶助）を受給していません。」

「 (1) 私（申請者）の世帯は、申請年度の7月1日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給しています。

注 生活保護受給証明書を添付してください。

(2) 私（申請者）の世帯は、申請年度の7月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していません。」

に、「収集目的」を「利用目的」に、「下記に記名して」を「次の欄に署名して」に、「記名を」を「署名を」に、

「

支店 出張所

 を 「

本店 支店 出張所

 に改める。」

別記第1号の2様式中「下さい」を「ください」に、

「 (1) 私（申請者）の世帯は、生活保護法第36条の規定による生活保護（生業扶助）を受給しています。

注 生活保護受給証明書を添付してください。 を

(2) 私（申請者）の世帯は、生活保護法第36条の規定による生活保護（生業扶助）を受給していません。」

「 (1) 私（申請者）の世帯は、基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給しています。

(2) 私（申請者）の世帯は、基準日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していません。

注 1 (1)の場合は、生活保護受給証明書を添付してください。

注 2 基準日とは、当該家計の急激な変動が、申請年度の7月1日以前に生じたものであるときは7月1日を、その後に生じたものであるときはその生じた日を、それぞれいいます。」

に、「申請年度の7月1日前に発生した家計の急激な変動については7月1日、7月1日以後に発生した家計の急激な変動については当該発生の日です」を「当該家計の急激な変動が、申請年度の7月1日以前に生じたものであるときは7月1日を、その後に生じたものであるときはその生じた日を、それぞれいいます」に、「収集目的」を「利用目的」に、

「下記に記名して」を「次の欄に署名して」に、「記名を」を「署名を」に、
「

支店 出張所

 を 「

本店 支店 出張所

 に改

める。

別記第1号の3様式中

「

<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
--

 を 「

<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科

 に、「下さい」を「く

ださい」に、

「 (1) 私（申請者）の世帯は、生活保護法第36条の規定による生活保護（生業扶助）を受給しています。

注 生活保護受給証明書を添付してください。 を

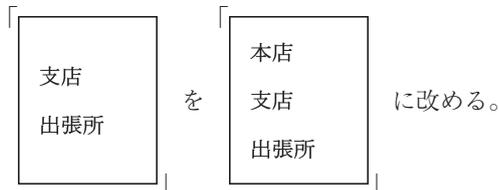
(2) 私（申請者）の世帯は、生活保護法第36条の規定による生活保護（生業扶助）を受給していません。」

「□(1) 私(申請者)の世帯は、申請年度の4月1日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給しています。

注 生活保護受給証明書を添付してください。

□(2) 私(申請者)の世帯は、申請年度の4月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していません。」

に、「収集目的」を「利用目的」に、「下記に記名して」を「次の欄に署名して」に、「記名を」を「署名を」に、



附 則

- この告示は、令和5年8月8日から施行し、令和5年度分の給付金から適用する。
- この告示による改正前の京都府奨学のための給付金支給要綱別記様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の京都府奨学のための給付金支給要綱別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札対象案件である。

令和5年8月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- 購入物品の名称及び数量
 - ア 環境放射線モニタリング用気象観測装置(大山測定所設置分) 一式
 - イ 環境放射線モニタリング用気象観測装置(吉坂測定所設置分) 一式
 - ウ 環境放射線モニタリング用気象観測装置(倉梯測定所設置分) 一式
 - エ 環境放射線モニタリング用気象観測装置(塩汲測定所設置分) 一式
 - オ 環境放射線モニタリング用気象観測装置(岡安測定所設置分) 一式
 - カ 環境放射線モニタリング用気象観測装置(老富測定所設置分) 一式
 - キ 環境放射線モニタリング用気象観測装置(上司測定所設置分) 一式

ク 環境放射線モニタリング用気象観測装置(島測定所設置分) 一式

ケ 環境放射線モニタリング用気象観測装置(盛郷測定所設置分) 一式

(2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限
令和6年2月29日(木)

- (4) 納入場所
- ア 大山測定所(舞鶴市字大山小字中田241-3)
 - イ 吉坂測定所(舞鶴市字吉坂小字墓ノ下86-4)
 - ウ 倉梯測定所(舞鶴市八反田北町115)
 - エ 塩汲測定所(舞鶴市字笹部小字前田地内)
 - オ 岡安測定所(舞鶴市岡安馬々23-1)
 - カ 老富測定所(綾部市老富町遊里の下11-1)
 - キ 上司測定所(宮津市字上司1567-1)
 - ク 島測定所(南丹市美山町島住古瀬15-1)
 - ケ 盛郷測定所(南丹市美山町盛郷上田36-3)

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課
電話番号(075)414-5442
ファクシミリ番号(075)414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

- ア 交付期間
令和5年8月8日(火)から令和5年9月8日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から

午後1時までの間を除く。)とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前8時30分から午後5時15分までに、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和5年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「薬品・理化学機器類」一小分類「計測・理化学機器」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のイに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年8月24日(木)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年9月20日(水)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年9月21日(木)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年9月20日(水)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年9月21日(木)午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「環境放射線モニタリング用気象観測装置 一式(税抜き)」(9局分の合算)の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載され

た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Meteorological observatory equipment 9 unit

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Tuesday, August 8, 2023 to 5:15 PM on Friday, September 8, 2023

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, September 20, 2023 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, September 21, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Wednesday, September 20, 2023

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Thursday, September 21, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-

dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。)第29条第2項の規定により、事後調査の結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)の提出があったが、その事業の概要は、次の1のとおりである。

なお、条例第29条第3項の規定により、事後調査報告書の写しを次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年8月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 対象事業の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 喜楽鋳業株式会社
代表者 代表取締役 小宮山 茂幸
所在地 湖南省石部口二丁目7番33号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 京都工場設置事業
種 類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するものの設置の事業
規 模 処理能力 144トン/日(6トン/時間)

(3) 対象事業が実施された区域

綾部市十倉志茂町千原14の2ほか

2 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

- ア 京都府総合政策環境部環境管理課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- イ 京都府中丹東保健所環境衛生課
舞鶴市字倉谷1350の23
- ウ 京都府中丹広域振興局綾部地域総務防災課
綾部市川糸町丁畠10の2
- エ 綾部市役所行政情報コーナー
綾部市若竹町8の1
- オ 綾部市市民環境部環境保全課(綾部市クリーンセンター内)
綾部市野田町須知山110の10
- カ 喜楽鋳業株式会社京都工場

綾部市十倉志茂町千原14の2

(2) 縦覧期間

令和5年8月8日(火)から令和5年9月7日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)。ただし、(1)のホにあつては、令和5年8月8日(火)から令和5年8月10日(木)まで及び令和5年8月17日(木)から令和5年9月7日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで



大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年8月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
峰山商業開発株式会社
京丹後市峰山町新町1606番地の1
代表取締役 由良 貞和
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
峰山ショッピングセンターメイン
京丹後市峰山町新町1606番地の1
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか24業者	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか24業者	令 5. 6. 1	テナント入替のため

2 届出年月日

令和5年7月13日

- 3 縦覧場所
京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和5年8月8日から令和5年12月8日まで
- 5 意見書の提出先
京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月8日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験日時
令和5年10月13日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
京都経済センター 6階 6-B
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78番地）
- 3 試験方法
選択式筆記試験
- 4 試験科目
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、無背景のもので、縦6センチメートル、横4センチメートルのもの）
 - ※ 写真裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
 - ウ 受験手数料
8,100円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）
 - (2) 受付期間
令和5年8月28日（月）から令和5年9月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、郵送の場合は、令和5年9月8日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
 - (3) 提出先

- 京都府商工労働観光部産業立地課又は京都府各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課
- (4) 問合せ先
 - ア 京都府商工労働観光部産業立地課（電話（075）414-4848（直通））
 - イ 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0774）21-2103（直通））
 - ウ 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0771）23-4438（直通））
 - エ 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0773）62-2506（直通））
 - オ 京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0772）62-4304（直通））



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年8月8日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
中川建材株式会社
代表取締役 中川 佳信
京丹後市弥栄町堤1001番地の5
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（真砂土）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京丹後市弥栄町溝谷小字堀切10157番ほか12筆（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
3.0ヘクタール
- 5 期間
 - (1) 林地開発行為を行う期間
令和6年2月16日から令和9年2月15日まで
 - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成12年1月28日から令和10年3月31日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

正 誤

令和5年3月24日付け京都府公報号外第8号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
2	右	上から1	4生産統計	4生活統計
5	左	上から26	6個人情報	4個人情報
		下から19	2地 域	1地 域
6		上から15	4里山再生	4里力再生
		上から19	4里山再生	4里力再生